

須賀川市認定地域クラブ指導者の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市中学校休日の部活動地域展開ガイドラインに基づき、須賀川市認定地域クラブの認定に関する要綱（令和8年7月10日施行）第1条の須賀川市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の指導者の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 認定地域クラブの指導者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、須賀川市認定地域クラブ指導者認定申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録手続)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、申請者が各号のいずれにも該当すると認めるときは、認定を行うものとする。

- (1) 地域クラブ活動の趣旨を理解し、その指導に必要な資質及び能力を有すること。
- (2) 市長が定める研修を受講していること。ただし、教員、部活動指導員その他これらに準ずる指導経験を有すると認められる者は、研修の一部又は全部を免除することができる。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号の暴力団、同条第2項の暴力団員、同条第3項の暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体との関係等を有している者
 - ウ 過去に暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の指導上不適切と認められる行為を行った者又は性犯罪歴がある者
 - エ 過去に指導者として登録し、その登録を抹消された者
 - オ 指導者として適切な指導歴又は専門知識を有しないと市長が認めた者
 - カ 指導者として不適切な行為を行った者

2 市長は、前項の審査に当たり必要があるときは、申請者に対しヒアリング等を行うことができる。

（認定又は不認定の通知）

第4条 市長は、前条第1項の規定による認定をしたときは、須賀川市認定地域クラブ指導者認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による認定をしないときは、須賀川市認定地域クラブ指導者不認定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第5条 前条の規定による認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（認定取消しの申出）

第6条 認定を受けた指導者（以下「認定指導者」という。）は、認定の取消しを希望する場合は、速やかに須賀川市認定地域クラブ指導者認定取消申出書（第5号様式）により、市長に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、認定指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

（1）申請内容に虚偽があったとき。

（2）第3条第3号の規定に該当すると認められたとき。

（3）前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、須賀川市認定地域クラブ指導者認定取消通知書（第6号様式）により、指導者に通知するものとする。

（電子申請フォームによる申請）

第8条 この要綱で定める書類のうち、市長が認めるものの提出を、所定の電子申請フォームへの入力をもって代えることができる。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。